

# **感染症法に基づく医療措置協定の締結について (訪問看護事業所向け)**

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課

# 訪問看護事業所と県による医療措置協定とは

## 【新興感染症関係】県との医療措置協定について

令和4年12月の感染症法改正により、  
新興感染症の発生・まん延への対策として、平時において  
医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）や  
検査機関、宿泊施設と、**医療の確保等について協定を締結する  
仕組み**が設けられました。

このうち、**訪問看護事業所の皆さまとの協定**については  
次のページのとおりです。

### （留意事項）

新型コロナウイルス感染症への対応を念頭にした協定を締結します。

※実際に発生・まん延した感染症が、**想定とは大きく異なる事態となった場合**は、  
感染症の特性に合わせて**協定の内容を見直す**など、状況に応じて機動的に対応します。

# 【新興感染症関係】訪問看護事業所と県による医療措置協定について

## 【協定項目】

- 1 訪問看護および健康観察
- 2 個人防護具の備蓄

・「訪問看護および健康観察」については、対応時期を「**流行初期期間経過後（大臣の公表後6か月以内）**」として締結します。

・令和5年9月に実施した「医療措置協定に係る事前調査」で頂いた回答をもとに、協定締結の協議を行います。

# **新興感染症対応に係る 医療措置協定の内容について**

# 医療措置協定の内容について

## 1. 訪問看護および健康観察

いずれか1つ以上に対応可能であれば協定の締結が可能です

この「健康観察」は、県からの委託を受けて、「患者等に対して体温その他の健康状態について報告を求める」ことを想定しています。健康観察の依頼は今後の検討となります。協定では**実施の可否の表明のみ**になります。

対応時期（目途）		流行初期期間経過後（発生等の公表後6か月以内）	
		訪問看護	健康観察
対応の内容	自宅療養者	可能	可能
	宿泊療養者	可能	可能
	高齢者施設	可能	可能
	障がい者施設	可能	可能

- ▶「訪問看護」の実施について協定した訪問看護事業所を**第二種協定指定医療機関**として指定します。
- ・「健康観察」のみの場合には**第二種協定指定医療機関とはなりません**のでご注意ください。

# 医療措置協定の内容について

## 2 個人防護具の備蓄

	サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
期間	○か月分	○か月分	○か月分	○か月分	○か月分
枚数	○枚	○枚	○枚	○枚	○枚

- ・個人防護具を平時から有効に活用するため、備蓄した物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する運用（回転備蓄）を推奨します。
- ・○か月分については、新型コロナ対応での平均的な使用量となるため、例えばN95マスクの使用がなかった場合等、一部の使用量が0枚となることもあります。その際は月数を2か月分とした上で、枚数は0枚としてください。

# 医療措置協定締結医療機関等への財政支援について



# 協定締結医療機関への財政支援

厚生労働省「新興感染症対応について」参照

## 平時

- 協定締結医療機関の設置に要する費用
  - ・ 改正感染症法では、平時からの協定締結医療機関の設置についても、国及び都道府県が補助することができる旨の規定を設けており、法施行に向けて、支援のあり方を検討している。
- 診療報酬
  - ・ 新興感染症発生・まん延時における医療を行う体制を機動的に構築する観点から、協定の締結を行う医療機関・薬局・訪問看護事業所における感染対策について、中央社会保険医療協議会において検討している。
- 感染症対応人材の確保・育成
  - ・ 協定締結医療機関の医療従事者等が適切に感染症対応を行うことができるよう、厚生労働省の院内感染対策講習会事業のほか、医療従事者等に対する研修等の支援のあり方を検討している。
- 独立行政法人福祉医療機構による優遇融資
  - ・ 福祉医療機構（WAM）の医療貸付において、感染症対策を伴う施設整備を行う医療施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施している。（取扱期間：2030年3月31日まで）

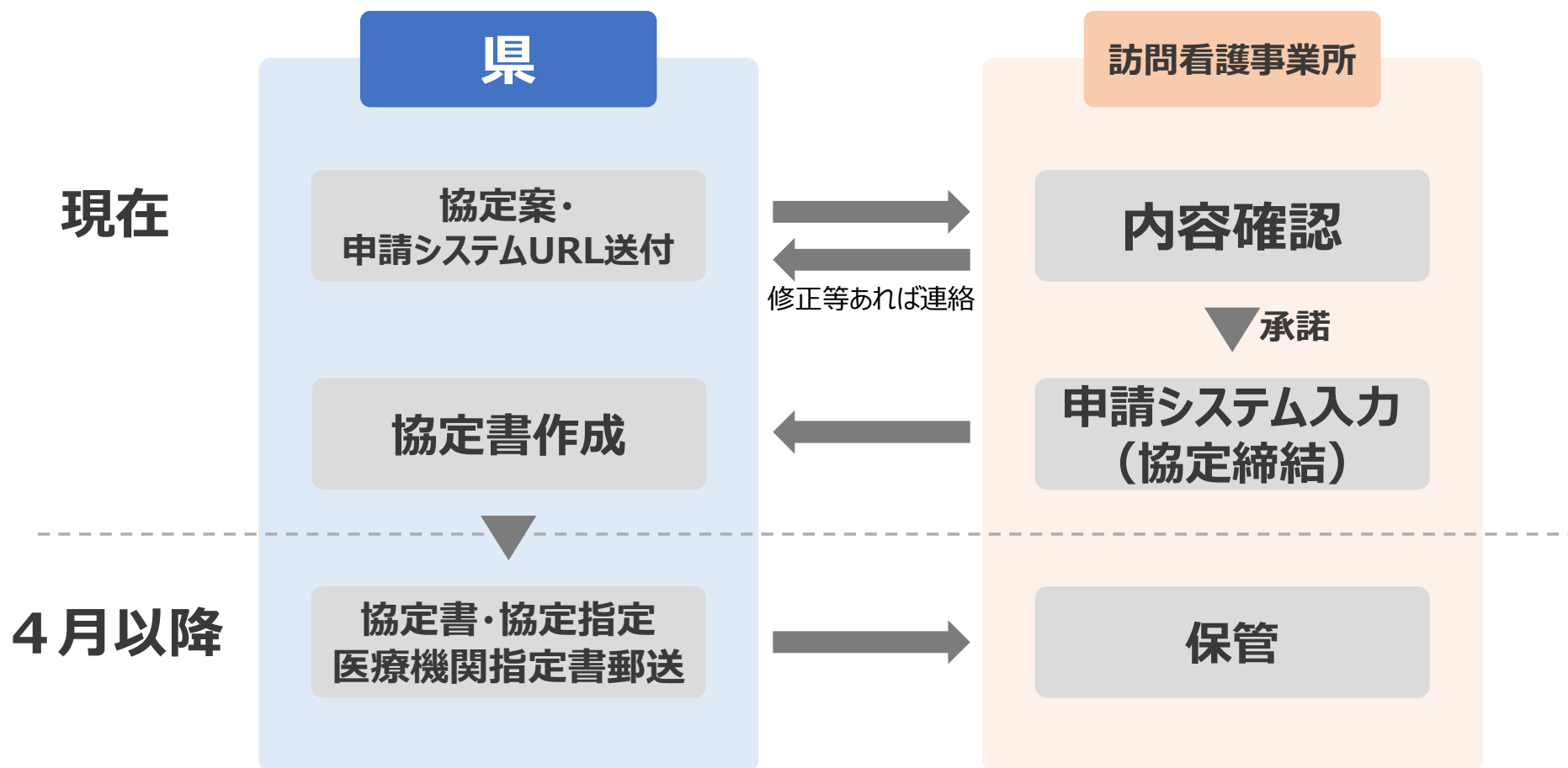
## 新興感染症発生・まん延時

- 流行初期医療確保措置
  - ・ 改正感染症法により、感染症の流行初期から病床確保や発熱外来の感染症対応を行う医療機関（流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関）に対して、診療報酬上乘せや補助金等が充実するまでの一定期間※、感染症流行前と同水準の収入を補償する（差額を公費・保険料により支払う）。
    - ※ 3か月を基本として想定
    - ※ 病床確保を行う医療機関は外来も含めた収入、発熱外来のみを行う医療機関は外来分の収入
- 医療措置協定の履行に要する費用
  - ・ 改正感染症法では、協定締結医療機関が実施する医療措置に要する費用について、国及び都道府県が財政支援を行うこととしており、具体的な内容は、実際の感染症発生時に、感染状況や感染症の特性等を踏まえ、検討する。
    - ※ 改正前の感染症法の財政支援の多くは国の補助割合が2分の1（都道府県2分の1）であるところ、新興感染症発生・まん延時に実施する協定締結医療機関の医療措置に要する費用や流行初期医療確保措置に係る費用の公費分は国の補助割合を4分の3（都道府県4分の1）としている。
- 診療報酬の特例措置や補助金による財政支援



# 今後の協定締結までの流れについて

# 今後の協定締結までの流れについて



## 【お問い合わせ】

福井県 健康福祉部 健康医療局 保健予防課

メール：[iryousochi@pref.fukui.lg.jp](mailto:iryousochi@pref.fukui.lg.jp)

FAX：0776-20-0772

TEL：0776-20-0351

※できるだけメールでのお問い合わせにご協力ください。